

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 海治 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知(088)822-9311(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営統括部長 寺川 智文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 宮崎 泰浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号) 株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5) 株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地) 株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号) 株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 松山支店、徳島支店、大阪支店および高松支店は、金融商品取引法の規定により縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

2023年6月27日開催の当行第143期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

普通株式 1株につき金15円
第1種優先株式 1株につき金15円12銭
第2種優先株式 1株につき金8円

第2号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件

取得対象株式の種類 第1種優先株式
取得し得る株式の総数 上限7,500,000株
(発行済第1種優先株式総数に対する割合 100%)
株式の取得対価の内容 金銭
株式の取得価格の総額 上限19,000,000,000円
株式を取得できる期間 本定時株主総会終結の時から1年間
株式の取得の相手方 株式会社整理回収機構

第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

減少する資本金の額

資本金の額22,944,000,000円のうち7,500,000,000円を減少し、資本金の額を15,444,000,000円とします。

なお、減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

減少する資本準備金の額

資本準備金の額15,151,232,830円のうち7,500,000,000円を減少し、資本準備金の額を7,651,232,830円とします。

なお、減少する資本準備金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

効力発生日

2023年9月29日

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、森下勝彦、海治勝彦、河合祐子（現姓：山田）、田村 忍、吉村卓浩、深見英治、北川展子（現姓：永房）、井奥和男および近谷逸郎の9氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、苅谷正人氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	71,711	1,023	0	（注1）	可決（98.59%）
第2号議案	69,048	186	16	（注2）	可決（99.70%）
第3号議案	72,479	238	17	（注2）	可決（99.64%）

第4号議案					
森下 勝彦	59,873	12,857	4	(注3)	可決(82.31%)
海治 勝彦	62,112	10,618	4		可決(85.39%)
河合 祐子(現姓:山田)	72,244	486	4		可決(99.32%)
田村 忍	63,027	9,703	4		可決(86.65%)
吉村 卓浩	71,769	961	4		可決(98.67%)
深見 英治	72,247	483	4		可決(99.33%)
北川 展子(現姓:永房)	63,942	8,788	4		可決(87.91%)
井奥 和男	63,961	8,769	4		可決(87.93%)
近谷 逸郎	71,769	961	4		可決(98.67%)
第5号議案					
苅谷 正人	72,333	400	1	(注3)	可決(99.44%)

(注1) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則った決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上